

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	証券市場に対する監視機能の強化
15年度 重点施策	監視機能の強化に向けた検討

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	市場が公正であること
重点目標	証券市場において取引の公正が確保されていること

3．政策の内容

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要です。このため、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するとともに、開示書類に虚偽記載があった場合の発行会社に対する損害賠償請求規定を新規発行市場のみから流通市場を含むように拡充し、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることとしました。

4．平成15事務年度における事務運営についての評価

第159回通常国会において成立した法律に基づく市場監視機能・体制の強化により、以下のような成果が期待されます。

(1) 違反行為の抑止・法規制の実効性の強化

刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、行政上の措置としての課徴金制度により、より適切な対応が可能になると考えられます。

また、不実開示を行った者に対して、民事上の責任追及も一定程度容易になると考えられます。

(2) 証券会社等の検査の実効性・効率性の更なる向上

これまで、金融庁（検査局）と証券取引等監視委員会に分離されていた検査権限について、原則として監視委員会において行使しうることになることで、証券会社等の検査の実効性・効率性が更に向上するものと考えられます。

5．今後の課題

「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）及び新制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行う必要があります。

また、平成 17 年度において、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）のための予算・機構定員要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

現時点では、成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向けて制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組み（政令、内閣府令の改正等の作業など）を進めていく必要があります。